2014.03.18(火)

資料２

国の子ども・子育て会議等 検討状況

◆保育の必要性の認定について

１．概要

○　子ども・子育て支援新制度では、実施主体である市町村が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組み。

○　保育の必要性の認定に当たっては、①「事由」（保護者の就労、疾病など）、②「区分」（保育標準時間、保育短時間の２区分。保育必要量）について、国が基準を設定。

２．「事由」について

○　給付の対象となる教育・保育の適切な提供等に当たって施設・事業者に対して求める基準を設定。

○以下のいずれかの事由に該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること

①昼間労働することを常態としていること（就労）

②妊娠中であるか又は出産後間がないこと（妊娠、出産）

③疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること（保護者の疾病、障害）

④同居の親族を常時介護していること。（同居親族の介護）

⑤震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たつていること（災害復旧）

⑥前各号に類する状態にあること。 （その他）

現行の「保育に欠ける」事由

○以下のいずれかの事由に該当すること

※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能

①就労

・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く）

②妊娠、出産

③保護者の疾病、障害

④同居又は長期入院等している親族の介護・看護

・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護

⑤災害復旧

⑥求職活動　・起業準備を含む

⑦就学　・職業訓練校等における職業訓練を含む

⑧虐待やＤＶのおそれがあること

⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること

⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

新制度における「保育の必要性」の事由



※実際の運用に当たっては、更に細分化、詳細な設定を行うなど、現行の運用状況等を踏まえつつ、市町村ごとに運用

２．「区分」と「保育必要量」について

　保育の必要性の認定基準について、「保育標準時間（利用）」と「保育短時間（利用）」とに区分することとされており、これまでの子ども・子育て会議での議論と各種統計より保護者の労働状況の実情を考慮した結果、国は以下の区分案を提示してとりまとめを図りました。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **区分** | **就労時間の基準** | **保育利用可能な時間帯（保育必要量）** |
| **保育標準時間（利用）** | ・両親ともにフルタイムで就労する場合、またはそれに近い場合を基本・就労時間は**1週当たり30時間以上**を基本 | ・現行の保育所の開所時間である**1日当たり11時間**までの利用に対応するとし、現行の保育所の年間開所日数**300日を概ね保障**することを基本保育必要量＝**1ヶ月当たり平均275時間（212時間超・292時間未満）**保育必要量は、それぞれの家庭の就労実態等に応じてその範囲の中で利用することが可能な最大限の枠として設定するもの |
| **保育短時間（利用）** | ・両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合を想定・就労時間の下限は**1ヶ月当たり48時間以上64時間以下の範囲で市町村が地域の就労実態等を考慮して定める時間**とすることを基本★現行において保育所利用可能な就労時間の下限設定は市町村によりバラツキが見られるため、上記以外に設定している市町村においては、保育の量的確保に時間を要することを考慮し、**最大で10年間の経過措置期間を設け、段階的に対応**できるようにすることを検討。また現在、保育所に入所している児童については引き続き入所することができるように経過措置も検討。 | ・原則的な保育時間である**1日当たり8時間**までの利用に対応することを基本保育必要量＝**1ヶ月当たり平均200時間（212時間以下）** |

延長保育事業との関係は、現行の取扱いを踏まえ、1日当たりの保育必要量との関係を基に整理する（標準時間は11時間を超える分、短時間は8時間を超える分を「延長保育」の扱いとする方向）

◆地域型保育事業の基準について

※１ 「妊娠、出産」、「災害復旧」、「虐待やDVのおそれがあること」については、上のような区分を設けず、利用者負担も一律

※２ 就労以外の事由の内※１の事由以外については、上のような区分を設けることを基本

※３ 区分に対応した保育料（利用者負担）については、教育標準時間認定を受ける子どもと保育認定を受ける子どもの整合性の確保に配慮して今後検討

※１ 「妊娠、出産」、「災害復旧」、「虐待やDVのおそれがあること」については、上のような区分を設けず、利用者負担も一律

※２ 就労以外の事由の内※１の事由以外については、上のような区分を設けることを基本

※３ 区分に対応した保育料（利用者負担）については、教育標準時間認定を受ける子どもと保育認定を受ける子どもの整合性の確保に配慮して今後検討

子ども・子育て支援新制度では、「小規模保育（利用定員6人以上19人以下）」、「家庭的保育（利用定員5人以下）」、「事業所内保育（主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供）」、「居宅訪問型保育」を市町村による認可事業（地域型保育事業）として、児童福祉法に位置付けた上で地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとすることにしています。

各事業の基準について概ねの案がとりまとめられました。国が定めるこの基準を踏まえ、**認可基準は、市町村が条例として策定する必要があります**。なお、国の定める基準については、**施行5年後を目途に行う制度見直しの際、経過措置の取扱い等を含めて見直し**することが検討されています。

◆地域子ども・子育て支援事業について

※計算方法

・1ヶ月平均〔8時間×300日÷12ヶ月＝200時間〕

・1ヶ月最大〔8時間（原則的な保育時間）×6日×（31日÷7日）＝212時間←月～土曜開所の場合の週6日8時間利用〕

※計算方法

・1ヶ月平均〔11時間×300日÷12ヶ月＝275時間〕

・1ヶ月最大〔11時間×6日×（31日÷7日）＝292時間←月～土曜開所の場合の週6日11時間利用〕

・1ヶ月最低〔8時間（原則的な保育時間）×6日×（31日÷7日）＝212時間←保育短時間の上限〕

|  |  |
| --- | --- |
| **事　業** | **事　業　の　概　要** |
| 利用者支援事業（新規） | 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報収集を行うとともに、子どもや保護者からのそれらの利用にあたっての相談に応じ、それらの人々に必要な助言を行い、関係機関との連絡調整等を実施する事業 |
| 地域子育て支援拠点事業 | 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業 |
| 妊婦健診 | 妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業 |
| 乳児家庭全戸訪問事業 | 生後４か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業 |
| 養育支援訪問事業 | 養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業 |
| その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業 | 要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業 |
| 子育て短期支援事業 | 保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）） |
| ファミリー・サポート・センター事業 | 乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業 |
| 一時預かり事業 | 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業 |
| 延長保育事業 | 民間保育所において、11時間の開所時間を超えて実施する延長保育を推進するため、11時間の開所時間の始期及び終期前後の保育需要への対応を推進し、11時間の開所時間の前後の時間において、さらに30分以上の延長保育を実施する事業 |
| 病児・病後児保育事業 | 病児・病後児を病院・保育所等に付設された専用スペース等において一時的に保育する事業（病児対応型・病後児対応型）、保育中の体調不良児について緊急的な対応を図るほか、保育所における児童全体に対する保健的な対応や、地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施する事業（体調不良児対応型）、看護師等が病児・病後児の自宅において一時的に保育する事業（非施設型（訪問型）） |
| 放課後児童クラブ | 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業 |
| 実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規） | 教育・保育に必要な物品購入や行事参加費などで保護者が負担する費用について、所得の状況に応じ、その全部又は一部を助成する事業 |
| 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（新規） | 地域ニーズに即した保育等の事業拡大を進めるため、民間事業者の参入促進や多様な事業者の能力を活用すべく、新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう市町村が支援を行う事業 |

◆幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）の方向性

　幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）の策定についての方向性は以下のとおりです。

策　定　の　趣　旨

全ての子どもに質の高い幼児期の学校教育及び保育の総合的な提供を行うため、改正後の認定こども園法第10条に基づき、幼保連携型認定こども園の教育課程その他教育及び保育の内容に関する基準として策定

（平成25年度中に告示予定）

策定に当たっての基本的考え方

〇幼稚園教育要領と保育所保育指針との整合性を確保

※教育の内容については、現行の幼稚園教育要領の内容を基本に策定

《健康・人間関係・環境・言葉・表現の5領域を維持し、ねらい・内容・内容の取扱いで構成》

※保育の内容については現行の保育所保育指針の内容を基本に策定

《養護のねらいや内容、乳児・3歳未満児の保育の配慮事項について規定》

〇小学校における教育との円滑な接続に配慮

※乳幼児期にふさわしい生活を通じ、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培う

〇認定こども園として特に配慮すべき事項を考慮

※入園時期や在園時間の違い等に配慮し、生活の連続性や生活リズムの多様性に配慮した教育及び保育を実施

※１ 「妊娠、出産」、「災害復旧」、「虐待やDVのおそれがあること」については、上のような区分を設けず、利用者負担も一律

※２ 就労以外の事由の内※１の事由以外については、上のような区分を設けることを基本

※３ 区分に対応した保育料（利用者負担）については、教育標準時間認定を受ける子どもと保育認定を受ける子どもの整合性の確保に配慮して今後検討

教育及び保育の内容等

○総則において理念や目標を示し、5つの領域のねらいや内容に子どもが身に付けていくことが望まれる事項を示し、指導計画を作成する際の配慮事項や運営に関する配慮事項を整理して示すなど、その構成を工夫

○運営に関する事項については、幼保連携型認定こども園の認可基準との整合性を図る

○5つの領域のねらいや内容等に加えて盛り込むべき内容は以下のとおり

・発達や学びの連続性に関すること　　　　　・養護に関すること

・乳児期の子どもの保育に関すること　　　　・満3歳未満の子どもの保育に関すること

・健康及び安全に関すること　　　　　　　　・特別支援教育や障害児保育に関すること

・子育ての支援に関すること　　　　　　　　・家庭や地域社会との連携に関すること

◆確認制度について

子ども・子育て支援新制度においては、給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設、地域型保育事業所に対して、その申請に基づき、市町村事業計画に照らし、認定区分ごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認し、給付費（委託費）を支払うこととなっています。

子ども・子育て支援法に基づく確認制度における「利用定員」等の各施設・事業の運営に関する基準（運営基準）は、国が定める基準を踏まえ、**市町村が条例として策定する**必要があります。

※計算方法

・1ヶ月平均〔8時間×300日÷12ヶ月＝200時間〕

・1ヶ月最大〔8時間（原則的な保育時間）×6日×（31日÷7日）＝212時間←月～土曜開所の場合の週6日8時間利用〕

※計算方法

・1ヶ月平均〔11時間×300日÷12ヶ月＝275時間〕

・1ヶ月最大〔11時間×6日×（31日÷7日）＝292時間←月～土曜開所の場合の週6日11時間利用〕

・1ヶ月最低〔8時間（原則的な保育時間）×6日×（31日÷7日）＝212時間←保育短時間の上限〕

１．概要

○　子ども・子育て支援新制度では、実施主体である市町村が、認可施設・事業者から、施設型給付・委託費、地域型保育給付の対象となる施設・事業者を確認する。

○　確認を受けた施設・事業者は、運営基準を遵守しなければならず、また、それらの施設・事業者に関する基本的な情報を都道府県が利用者に公表する。

２．運営基準について

○　給付の対象となる教育・保育の適切な提供等に当たって施設・事業者に対して求める基準を設定。

|  |  |
| --- | --- |
| **分　類** | **主な事項** |
| 利用開始に伴う基準 | ・提供する教育・保育の内容・手続きの説明、同意、契約・定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考　　など |
| 教育・保育の提供に伴う基準 | ・幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供・子どもの適切な処遇（虐待の禁止等を含む）　　　　　など |
| 管理・運営等に関する基準 | ・施設の目的・運営方針、職員の職種、員数等の重要事項を定めた運営規程の策定、掲示・秘密保持、個人情報保護・事故防止及び事故発生時の対応・評価（自己評価、学校関係者評価、第三者評価）・会計処理（区分経理等）　　　　　　　　　　　　　　　　　　など |
| 撤退時の基準 | ・確認の辞退・定員減少における対応（利用者の継続利用のための便宜提供等） |

３．情報公表について

○　施設・事業者の透明性及び教育・保育の質向上を促すための教育・保育に関する情報の報告及び公表の対象となる事項について設定（都道府県が公表）。

|  |  |
| --- | --- |
| **分　類** | **主な事項** |
| 基本情報 | 法人 | ・名称、所在地、代表者の氏名等 |
| 施設 | ・施設の種類（幼稚園、保育所、認定こども園）、地域型保育事業の種類（小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）・名称、所在地等・施設設備の状況（居室面積、定員、園舎面積、園庭等の状況）・職員の状況（職種ごとの職員数、免許の有無、常勤・非常勤、勤続年数・経験年数等）・職員１人当たりの子ども数・利用定員、学級数、在籍子ども数・開所時間等　　　　　　など |
| 運営情報 | ・施設、事業の運営方針・教育・保育の内容・特徴・選考基準・給食の実施状況・相談、苦情等の対応のための取組状況・自己評価等の結果・事故発生時の対応　　など |

◆公定価格について

子ども・子育て支援新制度の財政支援である「施設型給付費」、「地域型保育給付費」は、「公定価格（認定の区分、保育必要量、施設の所在する地域等の事項を勘案して算定される教育・保育、地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額）」から「利用者負担額（政令で定める額を限度として市町村が定める額）」を控除した額とされています。

公定価格の水準は、教育・保育等の質の改善、新規事業者の参入如何等にも関わってくるため、市町村事業計画において教育・保育ニーズに対する提供体制を検討していくに当たっても非常に重要な事項



《施設型給付》　　　　　　　　《委託費》※確認を受けた私立保育所

施設型給付費

（公費負担：法定代理受領）

利用者負担額

（施設で徴収）

公費負担額

利用者負担額

（市町村で徴収）

委託費として支払い

公定価格

今回の会議では、公定価格に関する論点が改めて整理されています。今後この各論点について、下記のスケジュールによって議論が進められていくこととなります。

◆公定価格の国の検討スケジュール◆

|  |  |
| --- | --- |
| 平成26年3月 | 公定価格の骨格（基本部分・加算部分・減産部分の構造）とりまとめ。 |
| 平成26年4-6月 | 公定価格の骨格、仮単価を提示。概算要求に向け、保育所、幼稚園等に係る給付等の所要額の見込み。 |
| 平成26年8月 | 予算の概算請求。 |
| 平成26年10月 | 各市町村でH27年度保育所入所手続き開始、各幼稚園でH27年度の園児募集。 |
| 平成26年12月～ | 国ベースの金額の確定（政府予算案）。子ども・子育て会議で諮問・答申。 |

◆公定価格に係る論点◆

**最新施策Ｎｅｗｓ第10号　【子ども・子育て関連】**

2013年12月2日発行

　これまでに一定のとりまとめが行われた「保育の必要性の認定」、「地域型保育の認可基準」、「確認制度」等により求められる水準に対応するために要する費用を算定していくことになる。

公 定 価 格　**→**基 本 額（１人当たりの単価）　＋　加 算 額

◆子ども・子育て関連３法に伴う市町村の業務スケジュール

子ども・子育て関連3法に係る市町村の業務スケジュールについては、下記のように示されています。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 年月 | 国の動き | 市町村ニーズ調査 | 市町村事業計画 | 市町村条例制定他 |
| 4月 | 【子ども・子育て会議設置】＊ニーズ把握手法、参酌標準等、基本指針検討＊認可基準・運営基準・保育の必要性の認定基準・地域子ども・子育て支援事業、放課後児童健全育成事業の基準等検討＊幼保連携型認定こども園保育要領検討 | 【地方版】子ども・子育て会議の設置（努力義務） | 【地方版】子ども・子育て会議の設置条例の上程（努力義務） |
| ＊試行調査に基づく国の検討状況を踏まえ、ニーズ調査の内容検討＊区域設定等を検討 | ＊次世代育成地域行動計画、関連計画事業の検証・課題抽出等＊制度管理システム搭載機能検討開始 |
| 8月 | ＊基本指針案の提示＊ニーズ調査票案の提示＊計画策定の手引きの提示 | 基本指針の内容と検討結果をすり合わせて調査内容を確定⇒ニーズ調査実施 | 幼稚園の預かり保育、認可外保育施設の利用状況調査を含む、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の状況把握、方向性の検討 |  |
| 10月 | ＊制度管理システムのインターフェイス仕様（支給認定・確認）公表 |  |  |  |
| 12月 | ＊認可基準・運営基準・地域子ども・子育て支援事業、放課後児童健全育成事業の基準等とりまとめ |  |  |  |
| 26年1月 | ＊保育の必要性の認定基準とりまとめ＊「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」の提示 | 事業量見込みの検討開始 | ニーズ調査を踏まえた事業計画検討開始 | 26年度下半期以降に、認定事務ができるよう「保育の必要性の認定基準」は、6月議会に上程その他の基準についても可能な限り6月議会に上程 |
| 3月 | ＊認可基準・運営基準・保育の必要性の認定基準・地域子ども・子育て支援事業、放課後児童健全育成事業の基準の提示（政省令・告示制定）＊幼保連携型認定こども園保育要領の提示（告示） | 都道府県への報告・調整 |  |  |
| 4月 | ＊**量の見込みの集計**＊公定価格（給付の単価・利用者負担など）の骨格の提示＊制度管理システムのインターフェイス仕様（請求審査・支払）公表4月中旬には国に報告（確定したものでなくてもよいが何らかの数値を報告することが求められる） |  | 事業計画骨子案（事業量確保方策等）の検討 | 新制度に関する条例案の検討 |
| 6月 |  |  |  | 新制度に関する条例の上程 |
| 9月 |  |  | 事業計画案（事業量見込み・確保方策等）中間とりまとめ→都道府県への報告・調整 |  |
| 10月 |  |  | 都道府県との協議を踏まえて計画案最終調整 | 各種認可・確認、認定、届出受理等、事業実施に向けた準備開始 |
| ～ |  |  | ﾊﾟﾌﾞﾘｯｸｺﾒﾝﾄ等実施等 |  |
| 27年3月 |  |  | 事業計画確定 |  |
| 4月 | **新　制　度　施　行** |